

第 25 期・第 1 回 法学委員会議事要旨

日時： 2020 年 10 月 3 日（土） 13:30～15:30

会場： 日本学術会議 5-1（A）会議室

出席者： 亀本洋、川嶋四郎、高山佳奈子、南野佳代、山田八千子、水野紀子、◎和田肇
（◎は委員長）以上、会場出席

大久保規子、大塚直、三成賢次 以上、オンライン出席

欠席者： 高村ゆかり（以上、敬称略・五十音順）

陪席者： 岡田正則（会場）、小澤隆一（オンライン）

議事録作成者： 高山佳奈子

議事

1. 役員の選出

第 25 期の法学委員会の役員として、次の者が選出された。

委員長： 和田肇

副委員長： 川嶋四郎

幹事： 高山佳奈子、山田八千子

2. 分科会の設置・委員の決定（期首に設置）

法学委員会の分科会として、次の 8 つの設置予定が承認された。

- ・「グローバル化と法」分科会（継続、世話人高山）
- ・生殖補助医療と法分科会（継続、世話人水野）
- ・ジェンダー法分科会（継続、世話人南野）
- ・IT 社会と法分科会（継続、世話人川嶋）
- ・社会と教育における LGBTI の権利保障分科会（継続、世話人南野）
- ・「市民性」涵養のための法学教育システム構築（継続、世話人三成）
- ・「セーフティ・ネットのあり方を考える」分科会（継続、世話人和田）
- ・リスク社会と法分科会（新規、世話人大塚）

これらについては 10 月の幹事会で設置承認を受けた後、11 月にかけて実施される連携会員に対する分科会の説明会で紹介することになった。

また、第 24 期設置の「学術と法」分科会については世話人を山田会員とし、見直しを検討した上、11 月末以降の幹事会における設置審議対象とすることが了解された。

3. 日本学術会議会則第 27 条第 2 項の委員会決定

次のとおり決定した。

「日本学術会議会則第 27 条第 2 項に基づき、法学委員会に設置される分科会の議決は、法

学委員会の議決とする。ただし、分科会における提言及び報告の議決の前に、法学委員会委員長に報告することとする。」

4. 委員会委員間のメールアドレス共有について
共有が了承された。

5. その他

(1) 2020年8月31日付で日本学術会議が内閣総理大臣に推薦した会員候補者105名のうち6名が任命されていない件につき、次の事項が確認された。

確認事項

日本学術会議法上、「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし(2条)、「独立して」「職務を行う」(3条)ものである。日本学術会議は、210人の会員をもって組織することが法定され(7条1項)、会員は、「優れた研究又は業績がある科学者のうちから」日本学術会議が「選考し」て行う候補者の「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」(7条2項、17条)。「内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる」(26条)。

ここに示されるとおり、内閣総理大臣には、会員を210人未満に減ずる権限も、会員を選考する権限も、不祥事のあった会員を罷免する権限もない。日本学術会議は、独立性ある機関として、自律的に会員を監督するものである。

国の科学者を内外に対し代表する独立性のある機関は、各国に設けられており、日本学術会議はそれらの間の国際ネットワークにも参加している。こうした機関が世界で一般的に存在することは、独立した自律的な科学者集団が国にとっても重要であることを示している。

したがって、日本学術会議が推薦した候補者を内閣総理大臣が会員に任命しないことは、法律の趣旨のみならず法律の明文の規定にも適合しない事態であるから、速やかな説明だけでなく、即時の任命が必要である。

(2)(1)を踏まえ、委員長を中心に、今回の候補者推薦の経過と関係法令の解釈・適用に関する資料をまとめる作業を行うことが了承された。

以上